

様式第1号(乙) (第2条関係)

収 支 報 告 書

令和8年4月1日

堺市議会議長 西田 浩延 様

議員氏名 白江 米一

堺市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、令和7年度政務活動費について次のとおり報告します。

収 入 (単位 円)

収 入 の 種 類	決 算 額	算 出 基 礎 等
1 政務活動費	3,360,000	@280000円 × 12ヶ月 = 3,360,000 円
2 その他	3,214	自 己 資 金
収 入 合 計	3,363,214	

支 出

使 途 項 目	決 算 額	左のうち政務活動費充当額	備 考
調 査 研 究 費			
研 修 費			
要 請 ・ 陳 情 活 動 費			
会 議 費			
資 料 作 成 費			
資 料 購 入 費	103,518	103,518	新聞代・議員活動書籍等
広 報 ・ 広 聴 費	114,217	114,217	HPの更新及びメンテナンス等
人 件 費	1,567,465	1,567,465	政務活動用職員の雇用代
事 務 ・ 事 務 所 費	1,578,014	1,574,800	家賃・電機代・駐車場・事務所機器維持管理等
支 出 合 計	3,363,214	3,360,000	

様式第14号（第7条関係）

令和7年度

事業実施報告書

会派の名称・議員氏名 白江 米一

主な事業・行事名	期 日	内 容 の 説 明
[資料購入費]	R7, 4, 1～ R8, 3, 31	社会情勢等の情報収集の為、新聞及び議会活動関係図書を購入した。
[広報・広聴費]	R7, 4, 1～ R8, 3, 31	ガソリン代、他、車消耗品等。
[人件費]	R7, 4, 1～ R8, 3, 31	議員が行う政務活動を事務補助する職委員を雇用した。
[事務・事務所費]	R7, 4, 1～ R8, 3, 31	市政に関する調査研究を行う為、美原区阿弥に於いて、事務所・駐車場を賃借して、その他備品・事務用消耗品を購入した。

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 白江 米一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
7・4・4	4-①		10,736	-10,736	コピー機リース代	⑨	
7・4・8	4-②		4,125	-14,861	ウェブサポート代	⑨	
7・4・10		840,000		825,139	政務活動費 4・5・6月分		
7・4・16	4-③		8,978	816,161	ガソリン代 (3月分)	⑦	
7・4・21	4-④		880	815,281	コピー機使用料	⑨	
7・4・22	4-⑤		8,030	807,251	電話・インターネット代	⑨	
7・4・25	4-⑥		60,857	746,394	家賃・電気代	⑨	
7・4・25	4-⑦		138,457	607,937	4月分 人件費	⑧	
7・4・25	4-⑧		19,200	588,737	駐車場代	⑨	
7・4・25	4-⑨		4,900	583,837	新聞代	⑥	
7・4・30	4-⑩		4,664	579,173	携帯電話代 (3月分)	⑨	
月計		840,000	260,827				
累計		840,000	260,827	579,173			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 白江 米一

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
7・5・7	5-①		10,736	568,437	コピー機リース代	⑨	
7・5・8	5-②		4,125	564,312	ウェブサポート代	⑨	
7・5・15	5-③		11,741	552,571	ガソリン代 (4月分)	⑦	
7・5・20	5-④		2,328	550,243	コピー機使用料	⑨	
7・5・21	5-⑤		10,678	539,565	電話・インターネット代	⑨	
7・5・23	5-⑥		60,092	479,473	家賃・電気代	⑨	
7・5・23	5-⑦		99,725	379,748	5月分 人件費	⑧	
7・5・23	5-⑧		19,200	360,548	駐車場代	⑨	
7・5・28	5-⑨		4,900	355,648	新聞代	⑥	
月計		0	223,525				
累計		840,000	484,352	355,648			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 白江 米一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
7・6・2	6-①		5,107	350,541	携帯電話代 (4月分)	⑨	
7・6・4	6-②		10,736	339,805	コピー機リース代	⑨	
7・6・5	6-③		33,680	306,125	(車 車検代)	⑨	
7・6・7	6-④		8,895	297,230	ガソリン代 (5月分)	⑦	
7・6・9	6-⑤		4,125	293,105	ウェブサポート代	⑨	
7・6・20	6-⑥		2,577	290,528	コピー機使用料	⑨	
7・6・21	6-⑦		10,495	280,033	電話・インターネット代	⑨	
7・6・25	6-⑧		60,593	219,440	家賃・電気代	⑨	
7・6・25	6-⑨		132,161	87,279	6月分 人件費	⑧	
7・6・25	6-⑩		19,200	68,079	駐車場代	⑨	
7・6・26	6-⑪		21,888	46,191	事務所火災保険	⑨	
7・6・27	6-⑫		4,900	41,291	新聞代	⑥	
7・6・28	6-⑬		18,885	22,406	明解 選挙法・政治資金法の手引	⑥	
7・6・30	6-⑭		4,687	17,719	携帯電話代 (5月分)	⑨	
月計		0	337,929				
累計		840,000	822,281	17,719			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 白江 米一

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
7・7・4	7-①		12,712	5,007	ウイルスバスター+デジサポプレミアム3年	⑨	
7・7・4	7-②		10,736	-5,729	コピー機リース代	⑨	
7・7・8	7-③		4,125	-9,854	ウェブサポート代	⑨	
7・7・10		840,000		830,146	政務活動費 7・8・9月分		
7・7・14	7-④		61,385	768,761	夏期 寸志	⑧	
7・7・22	7-⑤		880	767,881	コピー機使用料	⑨	
7・7・22	7-⑥		10,893	756,988	ガソリン代 (6月分)	⑦	
7・7・23	7-⑦		7,770	749,218	電話・インターネット代	⑨	
7・7・25	7-⑧		62,890	686,328	家賃・電気代	⑨	
7・7・25	7-⑨		158,841	527,487	7月分 人件費	⑧	
7・7・25	7-⑩		19,200	508,287	駐車場代	⑨	
7・7・26	7-⑪		4,900	503,387	新聞紙	⑥	
7・7・31	7-⑫		4,613	498,774	携帯電話 (6月分)	⑨	
月計		840,000	358,945				
累計		1,680,000	1,181,226	498,774			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 白江 米一

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
7・8・4	8-①		10,736	488,038	コピー機リース代	⑨	
7・8・8	8-②		4,125	483,913	ウェブサポート代	⑨	
7・8・18	8-③		4,824	479,089	自治体議員 活動総覧 ~議員発言事例集~	⑥	
7・8・19	8-④		16,760	462,329	ガソリン代 (7月分)	⑦	
7・8・20	8-⑤		880	461,449	コピー機使用料	⑨	
7・8・22	8-⑥		7,096	454,353	電話・インターネット代	⑨	
7・8・25	8-⑦		64,342	390,011	家賃・電気代	⑨	
7・8・25	8-⑧		108,000	282,011	8月分 人件費	⑧	
7・8・25	8-⑨		19,200	262,811	駐車場代	⑨	
7・8・25	8-⑩		4,900	257,911	新聞代	⑥	
月計		0	240,863				
累計		1,680,000	1,422,089	257,911			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 白江 米一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
7・9・1	9-①		4,893	253,018	携帯電話代 (7月分)	⑨	
7・9・4	9-②		10,736	242,282	コピー機リース代	⑨	
7・9・6	9-③		7,609	234,673	ガソリン代 (8月分)	⑦	
7・9・8	9-④		4,125	230,548	ウェブサポート代	⑨	
7・9・22	9-⑤		880	229,668	コピー機使用料	⑨	
7・9・23	9-⑥		6,772	222,896	電話・インターネット代	⑨	
7・9・25	9-⑦		64,263	158,633	家賃・電気代	⑨	
7・9・25	9-⑧		120,967	37,666	9月分 人件費	⑧	
7・9・25	9-⑨		19,200	18,466	駐車場代	⑨	
7・9・25	9-⑩		4,900	13,566	新聞代	⑥	
7・9・30	9-⑪		11,445	2,121	携帯電話代 (8月分)	⑨	
月計		0	255,790				
累計		1,680,000	1,677,879	2,121			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

様式第10号 (第6条関係)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 白江 米一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
7・10・6	10-①		10,736	-8,615	コピー機リース代	⑨	
7・10・8	10-②		4,125	-12,740	ウェブサポート代	⑨	
7・10・9	10-③		6,684	-19,424	ガソリン代 (9月分)	⑦	
7・10・10		840,000		820,576	政務活動費 10・11・12月分		
7・10・20	10-④		880	819,696	コピー機使用料	⑨	
7・10・23	10-⑤		7,068	812,628	電話・インターネット代	⑨	
7・10・24	10-⑥		60,936	751,692	家賃・電気代	⑨	
7・10・24	10-⑦		95,297	656,395	10月分 人件費	⑧	
7・10・25	10-⑧		19,200	637,195	駐車場代	⑨	
7・10・25	10-⑨		4,900	632,295	新聞代	⑥	
7・10・31	10-⑩		7,093	625,202	携帯電話 (9月分)	⑨	
7・10・31	10-⑪		2,908	622,294	静音 Bluetooth ブルーL	⑨	
月計		840,000	219,827				
累計		2,520,000	1,897,706	622,294			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) ①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 白江 米一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
7・11・4	11-①		10,736	611,558	コピー機リース代	⑨	
7・11・10	11-②		4,125	607,433	ウェブサポート代	⑨	
7・11・14	11-③		11,376	596,057	ガソリン代 (10月分)	⑦	
7・11・20	11-④		906	595,151	コピー機使用料	⑨	
7・11・22	11-⑤		6,701	588,450	電話・インターネット代	⑨	
7・11・25	11-⑥		61,464	526,986	家賃・電気代	⑨	
7・11・25	11-⑦		131,954	395,032	11月分 人件費	⑧	
7・11・25	11-⑧		19,200	375,832	駐車場代	⑨	
7・11・28	11-⑨		4,800	371,032	新聞代	⑥	
月計		0	251,262				
累計		2,520,000	2,148,968	371,032			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 白江 米一

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
7・12・1	12-①		1,530	369,502	携帯電話代 (10月分)	⑨	
7・12・4	12-②		10,736	358,766	コピー機リース代	⑨	
7・12・6	12-③		17,953	340,813	明解 選挙法・政治資金法の手引	⑥	
7・12・8	12-④		4,125	336,688	ウェブサポート代	⑨	
7・12・12	12-⑤		7,850	328,838	ガソリン代 (11月分)	⑦	
7・12・15	12-⑥		61,385	267,453	冬期 寸志	⑧	
7・12・22	12-⑦		880	266,573	コピー機使用料	⑨	
7・12・22	12-⑧		7,068	259,505	電話・インターネット代	⑨	
7・12・22	12-⑨		4,800	254,705	新聞代	⑥	
7・12・25	12-⑩		61,781	192,924	家賃・電気代	⑨	
7・12・25	12-⑪		115,656	77,268	12月分 人件費	⑧	
7・12・25	12-⑫		19,200	58,068	駐車場代	⑨	
月計		0	312,964				
累計		2,520,000	2,461,932	58,068			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 白江 米一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
8・1・5	1-①		4,908	53,160	携帯電話代 (11月分)	⑨	
8・1・5	1-②		10,736	42,424	コピー機リース代	⑨	
8・1・8	1-③		4,125	38,299	ウェブサポート代	⑨	
8・1・9		840,000		878,299	政務活動費 1・2・3月分		
8・1・12	1-④		12,504	865,795	ガソリン代 (12月分)	⑦	
8・1・20	1-⑤		880	864,915	コピー機使用料	⑨	
8・1・22	1-⑥		6,899	858,016	電話・インターネット代	⑨	
8・1・23	1-⑦		60,804	797,212	家賃・電気代	⑨	
8・1・23	1-⑧		96,013	701,199	1月分 人件費	⑧	
8・1・25	1-⑨		4,800	696,399	新聞代	⑥	
8・1・25	1-⑩		19,200	677,199	駐車場代	⑨	
月計		840,000	220,869				
累計		3,360,000	2,682,801	677,199			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 白江 米一

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
8・2・2	2-①		4,197	673,002	携帯電話代（12月分）	⑨	
8・2・4	2-②		10,736	662,266	コピー機リース代	⑨	
8・2・8	2-③		5,738	656,528	インクカートリッジ IC6CL80	⑨	
8・2・9	2-④		5,500	651,028	ウェブサポート代	⑨	
8・2・13	2-⑤		3,556	647,472	自治体議員 活動総覧 ～議員発言事例集～	⑥	
8・2・20	2-⑥		6,867	640,605	ガソリン代（1月分）	⑦	
8・2・20	2-⑦		880	639,725	コピー機使用料	⑨	
8・2・20	2-⑧		6,742	632,983	電話・インターネット代	⑨	
8・2・23	2-⑨		4,800	628,183	新聞代	⑥	
8・2・25	2-⑩		61,702	566,481	家賃・電気代	⑨	
8・2・25	2-⑪		131,471	435,010	2月分 人件費	⑧	
8・2・25	2-⑫		19,200	415,810	駐車場代	⑨	
8・2・27	2-⑬		79,710	336,100	防滴スーパーメガホンレインボイサー	⑨	
月計		0	341,099				
累計		3,360,000	3,023,900	336,100			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

様式第10号 (第6条関係)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 白江 米一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
8・3・2	3-①		4,146	331,954	携帯電話代 (1月分)	⑨	
8・3・3	3-②		48,800	283,154	収納ラック	⑨	
8・3・4	3-③		10,736	272,418	コピー機リース代	⑨	
8・3・9	3-④		5,500	266,918	ウェブサポート代	⑨	
8・3・9	3-⑤		4,060	262,858	ガソリン代 (2月分)	⑦	
8・3・10	3-⑥		12,360	250,498	レターラック・サニタリーコーナーラック・マット	⑨	
8・3・20	3-⑦		10,016	240,482	電動ドリル	⑨	
8・3・21	3-⑧		15,664	224,818	ゴム印	⑨	
8・3・23	3-⑨		880	223,938	コピー機使用料	⑨	
8・3・24	3-⑩		6,981	216,957	電話・インターネット代	⑨	
8・3・24	3-⑪		4,800	212,157	新聞代	⑥	
8・3・25	3-⑫		59,722	152,435	家賃・電気代	⑨	
8・3・25	3-⑬		116,153	36,282	3月分 人件費	⑧	
8・3・25	3-⑭		19,200	17,082	駐車場代	⑨	
8・3・25	3-⑮		14,847	2,235	USB3.2対応HDD・USB3.0パスパワーハブ	⑨	
8・3・25	3-⑯		1,210	1,025	テープ・セロテープ・APPカラーPPC用紙	⑨	
8・3・31	3-⑰		4,239	-3,214	携帯電話代 (2月分)	⑨	
月計		0	339,314				
累計		3,360,000	3,363,214	-3,214			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

## 雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名 自由民主党・市民クラブ 白江 米一

ふりがな		
被雇用者の氏名		
生年月日		
住所	〒 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> 大阪府南河内郡千早赤坂村 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>	
雇用期間 (雇用開始日)	令和7年1月22日 ～ 令和8年1月21日	
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> その他(派遣等)	
勤務時間数	32時間 / 週 (月,火,金,土曜1日8時間)	
賃金額	<input type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 <input checked="" type="checkbox"/> 時給	1,200円
業務内容	<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動 <input checked="" type="checkbox"/> 政党活動 <input type="checkbox"/> 後援会活動 <input type="checkbox"/> ()活動	
按分	80	<input checked="" type="checkbox"/> 勤務実態をもとに算定 (週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) 25.6 時間 (週勤務時間数) 32 時間
	%	<input type="checkbox"/> 職務内容をもとに算定 ※下記参照
議員との関係	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他( ) ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。	
備考		

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動+後援会活動	1 / 2
政務活動+後援会活動+政党活動	1 / 3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

## 雇 用 契 約 書

ふりがな		生 年 月 日
氏 名		
現 住 所	〒 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> 大阪府南河内郡千早赤阪村 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>	TEL <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>
下記の条件で契約します。		
雇用期間	令和7年1月22日から令和8年1月21日まで。 原則自動更新。どちらかに不都合が生じた際、相談協議。	
就業場所	白江米一事務所	
仕事内容	堺市議会議員白江米一に関する事務（経理事務を除く）・庶務・地域活動（政務活動）のサポート。	
就業時間 (休憩時間)	月・火・金・土＝午前9時00分から午後5時00分まで (午後0時00分から午後1時00分)	
休 日	水・木・日・祝祭日及び年末年始（12/29から1/4） 祝祭日分及び水・木・日が祝祭日の場合、相談の上、振り替える	
賃 金	時給 1,200円 交通費 月額12,900（マイカー通勤距離16.5km） 賞与（寸志）有り	
給与支払	毎月、15日締め、25日支払、指定口座に振込	
給与振込先	三井住友銀行 富田林支店 163 普通 口座 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。		
令和7年 1月 20日		
雇用者		白 江 米 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>
被雇用者		<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>

## 雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名 自由民主党・市民クラブ 白江 米一

ふりがな		
被雇用者の氏名		
生年月日		
住所	〒 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> 大阪府南河内郡千早赤坂村 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>	
雇用期間 (雇用開始日)	令和8年1月22日 ～ 令和8年4月15日	
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> その他（派遣等）	
勤務時間数	32時間 / 週（月、火、金、土曜1日8時間）	
賃金額	<input type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 <input checked="" type="checkbox"/> 時給	1,200円
業務内容	<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動 <input checked="" type="checkbox"/> 政党活動 <input type="checkbox"/> 後援会活動 <input type="checkbox"/> （      ）活動	
按分	80	<input checked="" type="checkbox"/> 勤務実態をもとに算定 （週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間） <b>25.6</b> 時間 （週勤務時間数） <b>32</b> 時間
	%	<input type="checkbox"/> 職務内容をもとに算定 ※下記参照
議員との関係	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他（      ） ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。	
備考		



※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動＋後援会活動	1 / 2
政務活動＋後援会活動＋政党活動	1 / 3

（上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。）

## 雇 用 契 約 書

ふりがな		生 年 月 日
氏 名		
現 住 所	〒 大阪府南河内郡千早赤阪村	TEL
下記の条件で契約します。		
雇用期間	令和 8 年 1 月 22 日から令和 8 年 4 月 15 日まで。 原則自動更新。どちらかに不都合が生じた際、相談協議。	
就業場所	白江米一事務所	
仕事内容	堺市議会議員白江米一に関する事務（経理事務を除く）・庶務・地域活動（政務活動）のサポート。	
就業時間 (休憩時間)	月・火・金・土＝午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで (午後 0 時 00 分から午後 1 時 00 分)	
休 日	水・木・日・祝祭日及び年末年始（12/29 から 1/4） 祝祭日分及び水・木・日が祝祭日の場合、相談の上、振り替える	
賃 金	時給 1,200 円 交通費 月額 12,900 (マイカー通勤距離 16.5km) 賞与 (寸志) 有り	
給与支払	毎月、15 日締め、25 日支払、指定口座に振込	
給与振込先	三井住友銀行 富田林支店 163 普通 口座	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。		
契約書は 2 通作成し、双方が各 1 通を保管する。		
令和 8 年 1 月 20 日		
雇用者	白 江 米 一	
被雇用者		

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
3/16	日	休日	休日	—		
3/17	月	09:00	17:00	07:00		
3/18	火	09:00	17:00	07:00		
3/19	水	休日	休日	—		
3/20	木	08:00	16:00	—	07:00	休日出勤
3/21	金	09:00	17:00	07:00		
3/22	土	09:00	17:00	07:00		
3/23	日	休日	休日	—		
3/24	月	09:00	17:00	07:00		
3/25	火	09:00	17:00	07:00		
3/26	水	休日	休日	—		
3/27	木	休日	休日	—		
3/28	金	09:00	17:00	07:00		
3/29	土	09:00	17:00	07:00		
3/30	日	休日	休日	—		
3/31	月	11:00	17:00	05:00		
4/1	火	09:00	17:00	07:00		
4/2	水	休日	休日	—		
4/3	木	休日	休日	—		
4/4	金	09:00	17:00	07:00		
4/5	土	09:00	17:00	07:00		
4/6	日	休日	休日	—		
4/7	月	09:00	17:00	07:00		
4/8	火	10:00	21:00	07:00	03:00	残業
4/9	水	休日	休日	—		
4/10	木	休日	休日	—		
4/11	金	09:00	17:00	07:00		
4/12	土	09:00	17:00	07:00		
4/13	日	休日	休日	—		
4/14	月	09:00	17:00	07:00		
4/15	火	09:00	17:00	07:00		
合計				124:00	10:00	
出勤日数				19 日		



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
4/16	水	休日	休日	—		
4/17	木	休日	休日	—		
4/18	金	09:00	17:00	07:00		
4/19	土	09:00	16:00	06:00		
4/20	日	休日	休日	—		
4/21	月	09:00	17:00	07:00		
4/22	火	09:00	17:00	07:00		
4/23	水	休日	休日	—		
4/24	木	休日	休日	—		
4/25	金	09:00	17:00	07:00		
4/26	土	09:00	17:00	07:00		
4/27	日	休日	休日	—		
4/28	月	09:00	17:00	07:00		
4/29	火	休日	休日	—		
4/30	水	休日	休日	—		
5/1	木	休日	休日	—		
5/2	金	休日	休日	—		
5/3	土	休日	休日	—		
5/4	日	休日	休日	—		
5/5	月	休日	休日	—		
5/6	火	休日	休日	—		
5/7	水	09:00	17:00	—	07:00	休日出勤
5/8	木	09:00	17:00	—	07:00	休日出勤
5/9	金	09:00	17:00	07:00		
5/10	土	09:00	17:00	07:00		
5/11	日	休日	休日	—		
5/12	月	09:00	17:00	07:00		
5/13	火	09:00	17:00	07:00		
5/14	水	休日	休日	—		
5/15	木	休日	休日	—		
合計				76:00	14:00	
出勤日数				13日		



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
5/16	金	09:00	18:00	07:00	01:00	残業
5/17	土	09:00	18:00	07:00	01:00	残業
5/18	日	08:30	17:30	—	08:00	休日出勤
5/19	月	09:00	17:00	07:00		
5/20	火	09:00	16:00	06:00		
5/21	水	休日	休日	—		
5/22	木	休日	休日	—		
5/23	金	09:00	16:00	06:00		
5/24	土	09:00	16:00	06:00		
5/25	日	休日	休日	—		
5/26	月	09:00	16:00	06:00		
5/27	火	09:00	17:00	07:00		
5/28	水	休日	休日	—		
5/29	木	休日	休日	—		
5/30	金	09:00	16:00	06:00		
5/31	土	09:00	16:00	06:00		
6/1	日	休日	休日	—		
6/2	月	09:00	17:00	07:00		
6/3	火	09:00	16:00	06:00		
6/4	水	休日	休日	—		
6/5	木	休日	休日	—		
6/6	金	09:00	17:00	07:00		
6/7	土	09:00	16:00	06:00		
6/8	日	休日	休日	—		
6/9	月	09:00	17:00	07:00		
6/10	火	09:00	16:00	06:00		
6/11	水	休日	休日	—		
6/12	木	休日	休日	—		
6/13	金	09:00	17:00	07:00		
6/14	土	09:00	17:00	07:00		
6/15	日	休日	休日	—		
合計				117:00	10:00	
出勤日数				19 日		



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
6/16	月	09:00	16:00	06:00		
6/17	火	09:00	16:00	06:00		
6/18	水	休日	休日	—		
6/19	木	休日	休日	—		
6/20	金	07:00	17:00	07:00	02:00	残業
6/21	土	09:00	14:00	04:00		
6/22	日	休日	休日	—		
6/23	月	休日	休日	—		
6/24	火	休日	休日	—		
6/25	水	休日	休日	—		
6/26	木	休日	休日	—		
6/27	金	09:00	16:00	06:00		
6/28	土	09:00	16:00	06:00		
6/29	日	13:00	21:00	—	07:00	休日出勤
6/30	月	09:00	17:00	07:00		
7/1	火	09:00	16:00	06:00		
7/2	水	06:00	16:00	—	09:00	休日出勤
7/3	木	07:00	17:00	—	09:00	休日出勤
7/4	金	09:00	12:00	03:00		
7/5	土	09:00	17:00	07:00		
7/6	日	09:00	17:00	—	07:00	休日出勤
7/7	月	09:00	17:00	07:00		
7/8	火	休日	休日	—		
7/9	水	休日	休日	—		
7/10	木	09:00	17:00	—	07:00	休日出勤
7/11	金	09:00	21:00	07:00	04:00	残業
7/12	土	09:00	20:00	07:00	03:00	残業
7/13	日	休日	休日	—		
7/14	月	09:00	17:00	07:00		
7/15	火	09:00	19:00	07:00	02:00	残業
合計				93:00	50:00	
出勤日数				20 日		



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
7/16	水	休日	休日	—		
7/17	木	休日	休日	—		
7/18	金	09:00	17:00	07:00		
7/19	土	09:00	17:00	07:00		
7/20	日	休日	休日	—		
7/21	月	休日	休日	—		
7/22	火	09:00	17:00	07:00		
7/23	水	休日	休日	—		
7/24	木	休日	休日	—		
7/25	金	09:00	17:00	07:00		
7/26	土	09:00	17:00	07:00		
7/27	日	休日	休日	—		
7/28	月	09:00	17:00	07:00		
7/29	火	09:00	17:00	07:00		
7/30	水	休日	休日	—		
7/31	木	休日	休日	—		
8/1	金	09:00	17:00	07:00		
8/2	土	09:00	17:00	07:00		
8/3	日	休日	休日	—		
8/4	月	13:00	20:00	07:00		
8/5	火	09:00	17:00	07:00		
8/6	水	休日	休日	—		
8/7	木	休日	休日	—		
8/8	金	09:00	17:00	07:00		
8/9	土	09:00	16:00	06:00		
8/10	日	休日	休日	—		
8/11	月	休日	休日	—		
8/12	火	09:00	17:00	07:00		
8/13	水	休日	休日	—		
8/14	木	休日	休日	—		
8/15	金	09:00	17:00	07:00		
合計				104:00		
出勤日数				15 日		



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
8/16	土	09:00	17:00	07:00		
8/17	日	休日	休日	—		
8/18	月	09:00	17:00	07:00		
8/19	火	09:00	17:00	07:00		
8/20	水	休日	休日	—		
8/21	木	休日	休日	—		
8/22	金	09:00	17:00	07:00		
8/23	土	09:00	17:00	07:00		
8/24	日	休日	休日	—		
8/25	月	09:00	17:00	07:00		
8/26	火	09:00	17:00	07:00		
8/27	水	休日	休日	—		
8/28	木	休日	休日	—		
8/29	金	09:00	17:00	07:00		
8/30	土	09:00	16:00	06:00		
8/31	日	休日	休日	—		
9/1	月	09:00	18:00	07:00	01:00	残業
9/2	火	09:00	17:00	07:00		
9/3	水	休日	休日	—		
9/4	木	休日	休日	—		
9/5	金	09:00	17:00	07:00		
9/6	土	09:00	17:00	07:00		
9/7	日	休日	休日	—		
9/8	月	09:00	17:00	07:00		
9/9	火	10:00	17:00	06:00		
9/10	水	休日	休日	—		
9/11	木	休日	休日	—		
9/12	金	09:00	17:00	07:00		
9/13	土	09:00	17:00	07:00		
9/14	日	休日	休日	—		
9/15	月	休日	休日	—		
合計				117:00	01:00	
出勤日数				17 日		



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
9/16	火	09:00	17:00	07:00		
9/17	水	休日	休日	—		
9/18	木	休日	休日	—		
9/19	金	09:00	17:00	07:00		
9/20	土	09:00	17:00	07:00		
9/21	日	休日	休日	—		
9/22	月	休日	休日	—		
9/23	火	休日	休日	—		
9/24	水	休日	休日	—		
9/25	木	10:00	17:00	06:00		
9/26	金	09:00	17:00	07:00		
9/27	土	09:00	17:00	07:00		
9/28	日	休日	休日	—		
9/29	月	09:00	17:00	07:00		
9/30	火	休日	休日	—		
10/1	水	休日	休日	—		
10/2	木	休日	休日	—		
10/3	金	09:00	17:00	07:00		
10/4	土	09:00	17:00	07:00		
10/5	日	休日	休日	—		
10/6	月	09:00	17:00	07:00		
10/7	火	休日	休日	—		
10/8	水	休日	休日	—		
10/9	木	休日	休日	—		
10/10	金	09:00	17:00	07:00		
10/11	土	09:00	17:00	07:00		
10/12	日	休日	休日	—		
10/13	月	休日	休日	—		
10/14	火	09:00	17:00	07:00		
10/15	水	休日	休日	—		
合計				90:00		
出勤日数					13 日	



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
10/16	木	休日	休日	—		
10/17	金	09:00	17:00	07:00		
10/18	土	09:00	17:00	07:00		
10/19	日	休日	休日	—		
10/20	月	09:00	17:00	07:00		
10/21	火	09:00	17:00	07:00		
10/22	水	休日	休日	—		
10/23	木	休日	休日	—		
10/24	金	09:00	17:00	07:00		
10/25	土	09:00	17:00	07:00		
10/26	日	休日	休日	—		
10/27	月	09:00	17:00	07:00		
10/28	火	09:00	17:00	07:00		
10/29	水	休日	休日	—		
10/30	木	休日	休日	—		
10/31	金	09:00	16:00	06:00		
11/1	土	09:00	17:00	07:00		
11/2	日	休日	休日	—		
11/3	月	07:00	17:00	—	09:00	休日出勤
11/4	火	09:00	17:00	07:00		
11/5	水	休日	休日	—		
11/6	木	休日	休日	—		
11/7	金	09:00	17:00	07:00		
11/8	土	09:00	17:00	07:00		
11/9	日	休日	休日	—		
11/10	月	09:00	17:00	07:00		
11/11	火	09:00	17:00	07:00		
11/12	水	休日	休日	—		
11/13	木	休日	休日	—		
11/14	金	09:00	17:00	07:00		
11/15	土	09:00	17:00	07:00		
合計				118:00	09:00	
出勤日数				18 日		



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
11/16	日	休日	休日	—		
11/17	月	09:00	17:00	07:00		
11/18	火	09:00	17:00	07:00		
11/19	水	休日	休日	—		
11/20	木	休日	休日	—		
11/21	金	09:00	17:00	07:00		
11/22	土	09:00	17:00	07:00		
11/23	日	休日	休日	—		
11/24	月	13:00	21:00		07:00	休日出勤
11/25	火	10:00	17:00	06:00		
11/26	水	休日	休日	—		
11/27	木	休日	休日	—		
11/28	金	09:00	17:00	07:00		
11/29	土	休日	休日	—		
11/30	日	休日	休日	—		
12/1	月	09:00	17:00	07:00		
12/2	火	09:00	17:00	07:00		
12/3	水	休日	休日	—		
12/4	木	休日	休日	—		
12/5	金	09:00	17:00	07:00		
12/6	土	10:00	17:00	06:00		
12/7	日	休日	休日	—		
12/8	月	09:00	17:00	07:00		
12/9	火	09:00	17:00	07:00		
12/10	水	休日	休日	—		
12/11	木	休日	休日	—		
12/12	金	09:00	17:00	07:00		
12/13	土	09:00	17:00	07:00		
12/14	日	休日	休日	—		
12/15	月	09:00	17:00	07:00		
合計				103:00	07:00	
出勤日数				16 日		



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
12/16	火	09:00	17:00	07:00		
12/17	水	休日	休日	—		
12/18	木	休日	休日	—		
12/19	金	09:00	17:00	07:00		
12/20	土	09:00	17:00	07:00		
12/21	日	休日	休日	—		
12/22	月	09:00	17:00	07:00		
12/23	火	09:00	17:00	07:00		
12/24	水	休日	休日	—		
12/25	木	休日	休日	—		
12/26	金	09:00	17:00	07:00		
12/27	土	09:00	17:00	07:00		
12/28	日	17:00	22:00	—	05:00	休日出勤
12/29	月	休日	休日	—		
12/30	火	休日	休日	—		
12/31	水	休日	休日	—		
1/1	木	休日	休日	—		
1/2	金	休日	休日	—		
1/3	土	休日	休日	—		
1/4	日	休日	休日	—		
1/5	月	09:00	17:00	07:00		
1/6	火	09:00	17:00	07:00		
1/7	水	休日	休日	—		
1/8	木	休日	休日	—		
1/9	金	09:00	17:00	07:00		
1/10	土	09:00	17:00	07:00		
1/11	日	休日	休日	—		
1/12	月	休日	休日	—		
1/13	火	09:00	17:00	07:00		
1/14	水	休日	休日	—		
1/15	木	休日	休日	—		
合計				84:00	05:00	
出勤日数				13 日		



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1/16	金	09:00	17:00	07:00		
1/17	土	09:00	17:00	07:00		
1/18	日	休日	休日	—		
1/19	月	09:00	17:00	07:00		
1/20	火	09:00	17:00	07:00		
1/21	水	休日	休日	—		
1/22	木	休日	休日	—		
1/23	金	09:00	17:00	07:00		
1/24	土	09:00	17:00	07:00		
1/25	日	休日	休日	—		
1/26	月	08:00	17:00	07:00	01:00	早出
1/27	火	09:00	17:00	07:00		
1/28	水	休日	休日	—		
1/29	木	休日	休日	—		
1/30	金	09:00	18:00	07:00	01:00	残業
1/31	土	09:00	17:00	07:00		
2/1	日	休日	休日	—		
2/2	月	09:00	18:00	07:00	01:00	残業
2/3	火	休日	休日	—		
2/4	水	08:00	17:00	07:00	01:00	残業
2/5	木	休日	休日	—		
2/6	金	09:00	17:00	07:00		
2/7	土	09:00	18:00	07:00	01:00	残業
2/8	日	休日	休日	—		
2/9	月	13:00	17:00	04:00		
2/10	火	09:00	17:00	07:00		
2/11	水	休日	休日	—		
2/12	木	休日	休日	—		
2/13	金	09:00	17:00	07:00		
2/14	土	09:00	17:00	07:00		
2/15	日	休日	休日	—		
合計				123:00	05:00	
出勤日数				18 日		



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
2/16	月	09:00	17:00	07:00		
2/17	火	09:00	17:00	07:00		
2/18	水	休日	休日	—		
2/19	木	休日	休日	—		
2/20	金	09:00	17:00	07:00		
2/21	土	09:00	17:00	07:00		
2/22	日	休日	休日	—		
2/23	月	09:00	17:00	07:00		
2/24	火	09:00	17:00	07:00		
2/25	水	休日	休日	—		
2/26	木	休日	休日	—		
2/27	金	09:00	17:00	07:00		
2/28	土	09:00	17:00	07:00		
3/1	日	休日	休日	—		
3/2	月	09:00	17:00	07:00		
3/3	火	09:00	17:00	07:00		
3/4	水	休日	休日	—		
3/5	木	休日	休日	—		
3/6	金	09:00	16:00	06:00		
3/7	土	08:00	17:00	07:00	01:00	残業
3/8	日	休日	休日	—		
3/9	月	09:00	17:00	07:00		
3/10	火	09:00	17:00	07:00		
3/11	水	休日	休日	—		
3/12	木	休日	休日	—		
3/13	金	09:00	17:00	07:00		
3/14	土	09:00	17:00	07:00		
3/15	日	休日	休日	—		
合計				111:00		
出勤日数					16 日	





定期建物賃貸借契約書

(事業用)

令和 元年 5月 11日

白江 米一様

## 契約条項

### (契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の事業に供することを目的とする借地借家法(以下「法」という。)第38条に定める賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

### (契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。

2 本契約は、前項に規定する期間の満了により終了し、更新がない。ただし、甲及び乙は、協議の上、本契約の期間の満了の日の翌日を始期とする新たな賃貸借契約(以下「再契約」という。)をすることができる。

3 甲は、第1項に規定する期間の満了の1年前から6ヶ月前までの間(以下「通知期間」という。)に乙に対し、期間の満了により賃貸借が終了する旨を書面によって通知するものとする。

4 甲は、前項に規定する通知をしなければ、賃貸借の終了を乙に主張することができず、乙は、第1項に規定する期間の満了後においても、本物件を引き続き賃借することができる。ただし、甲が通知期間の経過後乙に対し期間の満了により賃貸借が終了する旨の通知をした場合においては、その通知の日から6ヶ月を経過した日に賃貸借は終了する。

### (賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
- 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
- 三 近傍類似の建物に賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合

3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

### (共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。

2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

### (負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

### (敷金)

第6条(A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

3 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。

4 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

### (保証金)

第6条(B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。

2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

- 3 甲はこの契約の解除又は終了により、乙が当該賃貸借物件についてこの契約に定める明渡しその他の義務を完全に履行したことを甲が認めた場合には、遅滞なく第1項の保証金より頭書(4)に記載する額を償却して、無利息で、乙に返還しなければならない。
- 4 前項の場合において、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在するときには、前項の償却後の金額から当該債務の額を差し引いたその残額を、乙に返還するものとする。
- 5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

#### (反社会的勢力ではないことの確約)

第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと
- 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと
- 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
- 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
  - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
  - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

#### (禁止又は制限される行為)

- 第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。
- 2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。
  - 3 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく頭書(2)の事業内容を変更してはならない。
  - 4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料のヶ月分に相当する承諾料を支払うものとする。
  - 5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。
  - 6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
  - 7 乙は、本物件の使用にあたり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
    - 一 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること
    - 二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること
    - 三 騒音等の迷惑行為を行うこと
    - 四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は担保の用に供すること
    - 五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
    - 六 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
    - 七 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
  - 8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
    - 一 階段・廊下等共用部分への物品の設置
    - 二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

#### (乙の管理義務)

第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
- 3 乙は、管理規約・使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項

を遵守しなければならない。

- 4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入居に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
- 5 乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行ってはならない。

#### (契約期間中の修繕)

- 第10条 甲は、第3項の場合を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。ただし、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。
- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
  - 3 乙は、次の各号に掲げる修繕を行わなければならない。
    - 一 電球、蛍光灯、ヒューズの取替え
    - 二 その他費用が軽微な修繕
  - 4 本物件内に破損箇所が生じたとき、乙は、甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて甲に損害が生じたときは、乙はこれを賠償する。

#### (契約の解除)

- 第11条 甲は、乙が次の各号に該当した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。
- 一 乙が賃料又は共益費の支払いを2ヶ月以上怠ったとき
  - 二 乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき
- 2 甲は、乙が第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙に第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。
- 一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき
  - 二 第8条(第7項第五号から第七号を除く)又は第9条のいずれかの規定に違反したとき
  - 三 入居時に、乙又は連帯保証人について告げた事実的重大な虚偽があったことが判明したとき
  - 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき
  - 五 銀行取引の停止
  - 六 破産手続きの開始
  - 七 民事再生手続きの開始
  - 八 会社更生手続きの開始
  - 九 特別清算手続きの開始
- 3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
- 一 第7条の確約に反する事実が判明したとき
  - 二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき
- 4 甲は、乙が第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

#### (乙からの解約)

- 第12条 乙は、甲に対して3ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から3ヶ月分の賃料(本契約の解約後の賃料相当額を含む。)を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して3ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

#### (明渡し及び明渡し時の修繕)

- 第13条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。
- 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
  - 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵(複製した鍵があれば複製全部を含む。)を甲に返還しなければならない。
  - 本契約終了時に本物件内に残置された乙の所有物があり、本物件を維持管理するために、緊急やむを得ない事情がある時は、乙がその時点でこれを放棄したものとみなし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を乙に請求することができる。
  - 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去し、本物件の変更箇所及び本物件に生じた汚損、損傷箇所を全て修復して、本物件を引渡し当初の原状に復せしめなければならない。
  - 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

#### (立入り)

- 第14条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。
- 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。
  - 本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
  - 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の不在時に立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

#### (甲の通知義務)

- 第15条 甲は次の各号のいずれかに該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。
- 賃料等支払い方法の変更
  - 頭書(6)に記載した管理業者の変更

#### (乙の通知義務)

- 第16条 乙又は連帯保証人は、各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。
- 長期に休業するとき
  - 連帯保証人の住所、氏名、緊急の連絡先その他の変更
  - 連帯保証人の死亡又は解散

#### (延滞損害金)

- 第17条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日当たり)14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

#### (乙の債務の担保)

- 第18条 本契約においては、頭書(7)に記載する方法により、乙の債務を担保する。
- 頭書(7)で「連帯保証人」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。
    - 頭書(7)記載の連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする
    - 連帯保証人が死亡し、又は破産開始決定等によって連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第16条の規定に基づき乙は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする
    - 前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする

- 3 頭書(7)で「家賃債務保証会社の提供する保証」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。
- 一 頭書(7)記載の家賃債務保証会社が提供する保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない
  - 二 乙が前号の手続きをとらない場合その他乙の責に帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない
  - 三 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす

#### (再契約)

- 第19条 甲は、再契約の意向があるときは、第2条第3項に規定する通知の書面に、その旨を付記するものとする。
- 2 再契約をした場合には、第13条の規定は適用しない。ただし、本契約における原状回復の債務の履行については、再契約に係る賃貸借が終了する日までに行うものとし、敷金の返還については、明渡しがあったものとして、第6条第3項に規定するところによる。

#### (契約の消滅)

- 第20条 本契約は、天災、地変、火災その他甲乙双方の責めに帰さない事由により、本物件が滅失した場合、当然に消滅する。

#### (免責)

- 第21条 地震、火災、風水害等の災害、盗難、停電等その他不可抗力と認められる事故、又は、甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

#### (協議)

- 第22条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

#### (合意管轄裁判所)

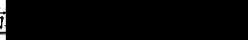
- 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第1審管轄裁判所とする。

#### (特約事項)

- 第24条 特約事項については、頭書(9)記載のとおりとする。



2019年 5月11日

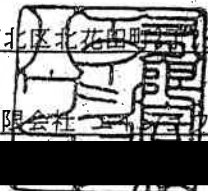
## 定期建物賃貸借契約についての説明

住所 堺市 

貸主 

住所 堺市北区北花田町1番地 

代理人 有限会社  ハウス 



下記物件について定期建物賃貸借契約を締結するに当たり、借地借家法第38条第2項に基づき、次のとおり説明します。

下記物件の賃貸借契約は、更新がなく、期間の満了により賃貸借は終了しますので、期間の満了の日の翌日を始期とする新たな賃貸借契約(再契約)を締結する場合を除き、期間の満了の日までに、下記物件を明け渡さなければなりません。

記

(1) 物件	名称	美原区阿弥事務所		
	所在地	堺市美原区阿弥110番地14		
	部屋番号	1階		
(2) 契約期間	始期	2019年 5月13日から		10年間
	終期	2029年 5月12日まで		

上記物件につきまして、借地借家法第38条第2項に基づく説明を受けました。

2019年 月 日

住所 \_\_\_\_\_

借主 \_\_\_\_\_ (印)

## 定期建物賃貸借契約書(事業用)

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と借主 白江・米一 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関し、契約期間満了により契約が終了して更新されない定期賃貸借契約を締結した。

### 頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	美原区阿弥事務所		1階	号室
	区画番号( )				
	所 在 地	(住居表示) 堺市美原区阿弥110番地14			
	(登記簿) 堺市美原区阿弥110番地14				
	構 造	<input checked="" type="checkbox"/> 鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他( )/ 瓦葺・ <input checked="" type="checkbox"/> 亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他( )/ (3)階建/全( )戸			
種 類	居宅・店舗	新築年月	平成22年3月		
面 積	25.11㎡(公簿)				
附属施設	トイレ設備				

### 頭書(2) 事業内容

市議会議員事務所

### 頭書(3) 契約期間

2019年5月13日 から 2029年5月12日まで(10年間)	
目的物件の引渡し時期	2019年5月11日

(契約終了の通知をすべき期間) 2028年5月13日から2028年11月12日まで

### 頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 金 70,000円 (内消費税等 円)	共益費	月額 ×円 (内消費税等 円)	家 財 保険料	実費(自己加入)円
敷 金	金 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXX</span> 円 (賃料 ヶ月)	礼 金	金 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXX</span> 円	附 属 施設料	月額 ×円 (内消費税等 円)
保証金	×円 (賃料 ヶ月)	償 却			
その他の条件		水道代含みます、電気代は別途必要です。礼金は解約後も返還致しません。			
貸与する鍵	鍵 No.	玄関(出入口)	シャッター		
	本 数	2本	1本		本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 末 日まで			
賃料等の 支払方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込	三井住友銀行 金剛支店 普通 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>			
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先			
	<input type="checkbox"/> 座引落	委託会社名			

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)
	(自宅)TEL
	(勤務先)TEL (会社名・部署名)
	(携帯)TEL

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名
	住所 堺市

管理業者	商号又は名称
所在地	TEL
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣( )第 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管理担当者	氏名 (賃貸不動産経営管理士:登録番号)
	※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名
	住所

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用する)	<input checked="" type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名	
		住所	堺市
ものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	<input type="checkbox"/> 家賃債務保証会社の提供する保証	家賃債務保証会社名	
		主たる事務所	
		所の所在地	

頭書(8) 再契約に関する事項

一、契約条項第2条第2項及び第19条をご参照下さい。

頭書(9) 特約事項

一、本物件は現状有姿の状態では賃貸借を開始するものとします。

一、駐車については事務所前を使用するものとし、貸主の自宅駐車場は来客用としてのみ使用することができるものとします。但し、貸主の在宅時(休日含む)は使用することができません。

一、契約条項第6条(B)及び第18条第3項は非該当です。

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和元年 5 月 11 日

甲・貸主	氏名	[REDACTED]	TEL	[REDACTED]
	住所	堺市 [REDACTED]		
乙・借主	氏名	白江 米一	TEL	[REDACTED]
	住所	堺市 [REDACTED]		
連帯保証人	氏名	[REDACTED]	TEL	[REDACTED]
	住所	堺市 [REDACTED]		

	A	B		
宅 地 建 物 取 引 業 者	主たる事務所 所在地・TEL	堺市北区北花田町2丁28番地 072-258-5315	主たる事務所 所在地・TEL	
	商号又は名称	有限会社エイショウハウス	商号又は名称	
	代表者の氏名	代表取締役 西本 篤司	代表者の氏名	
	免許証番号	大阪府知事 (8) 第34135号	免許証番号	大臣 ( ) 第 号 知事
	免許年月日	平成31年3月21日	免許年月日	平成 年 月 日
宅 地 建 物 取 引 士	氏 名	西本 篤司	氏 名	
	登録番号	(大阪府知事) 第76072号	登録番号	( ) 第 号
	業務に従事する 事務所名	有限会社エイショウハウス	業務に従事する 事務所名	
	事務所所在地 TEL	堺市北区北花田町2丁28番地 072-258-5315	事務所所在地 TEL	

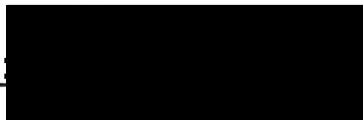
※ 印は実印

※ この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

# 露天駐車場契約書

所在：堺市美原区阿弥101番地7

賃貸人



賃借人：白江米一

## 露天駐車場賃貸借契約書

賃貸人 [REDACTED] と 賃借人 白江米一 とは、下記場所を露天駐車場として、使用することで、賃貸借契約を締結した。

駐車場の場所

所在 堺市美原区阿弥101番7の土地全部

駐車台数 2台

第1条 賃借人は、賃借人関係の自動車2台を駐車目的のみに使用するものとする。

第2条 本件駐車場の賃料は月額金24,000円也とし、賃貸人は、毎月月末、翌月分を賃借人の事務所にて集金するものとする。

第3条 1、契約期間は、令和元年9月1日から2年間とする。  
2、契約期間中、中途解約する場合は、解約希望日の2ヶ月前までに相手方にその旨通知するものとする。なお、解約した月の賃料は解約日までの日割計算とする。

第4条 賃貸人または賃借人が本契約の更新を希望しない場合は、契約期間満了の2ヶ月前までに相手方にその旨通知することとし、通知がない場合には、本契約は更新されたものとする。

第5条 賃貸人は、駐車場にある賃借人の自動車について、賃貸人の責めに帰すべからざる事由により発生した天災、火災、盗難、損壊等による損害についての責任は一切負わないものとする。

第6条 賃借人は、その代理人、使用者、運転者、同乗者等の責に帰すべき事由によって、駐車場の他の自動車に損害を与えた時は、賃借人は、すみやかに損害を賠償するものとする。

第7条 賃借人は看板等の工作物を設置するときは、賃貸人の同意を得るものとする。

第8条 本契約の終了の後は、直ちに賃借人関係の自動車を本件駐車場の敷地外に移動し、また、第7条の看板等の工作物が設置されている場合は、直ちに撤去し、賃借人

が本件駐車場を賃貸借成立当時の現状に復した上で、賃貸人に明け渡すものとする。

第9条 賃借人につき、次の場合の一つに該当する事由があったときは、賃貸人は、何ら通知催告を要することなく直ちに本契約を解除できる。

- ① 賃料の支払を2ヶ月分以上怠ったとき
- ② 賃貸人の承諾なく賃借権の譲渡、転貸又はこれらに準ずる行為があったとき
- ③ 賃貸人と賃借人との間の信頼関係を著しく害する行為があったとき
- ④ その他本契約に違反したとき

第10条 本契約に関する一切の紛争については、賃貸人の所在地を管轄する裁判所をもって第一審の管轄裁判所とする。

第11条 賃貸人及び賃借人は、本契約の解釈につき疑義が生じた場合、または本契約に定めのない事項が生じた場合には、お互いに誠実に協議してこれを解決するものとする。

上記の通り契約が成立したことを証し、本書2通を作成し、各自記名押印の上、各1通を保有する。

令和 元年 9月 1日

賃貸人 住所 堺市

氏名

賃借人 住所 堺市

氏名

白江 米一



**お申し込みの際のご注意**  
 ●この裏面の「リース契約」をよくお読みになり、必ずお申込者・連帯保証人  
 予定者がご記入のうえお申し込みください。なお、この「お申し込み内容」は  
 契約成立後「契約の内容を明らかにした書面」となります。  
 ●お申込者は契約が成立した場合、借主となります。  
 ●連帯保証人予定者は契約が成立した場合、連帯保証人となります。

契約番号は後日送付する  
 「細書」でご確認ください。  
 契約番号  
 45

注、リース期間中の中途解約はできません。またリース契約終了後、物件の  
 所有権も移転しません。  
 下記物件の使用に際し各種の消耗品は、  
 負担により補充して  
 いただきます。

お申込日 20

**リースお申し込みの内容**

**②連帯保証人様用**

私は「リース契約」及び「個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)」に関する同意事項の内容に同意のうえ、本契約を申し込みます。

〒587-0003 TEL 072(289)7733  
 大阪府堺市美原区阿弥110-14  
 フリガナ ツラエ ヌネカス ツムヤ  
 \*株式会社・有限会社等は必ずご記入ください。  
 白江米一事務所  
 フリガナ ツラエ ヌネカス  
 役職・氏名 白江米一  
 個人事業主の方はご本人が自署してください。  
 大阪府堺市  
 性別 男 女 生年月日  
 配偶者 同居家族 居住年数  
 性別 男 女 生年月日 住居

金融機関名 ゆうちょ 美原黒山  
 フリガナ ツラエ ヌネカス  
 \*株式会社・有限会社等は必ず、所属・代表者名は必ずご記入ください。  
 白江米一  
 金融機関  
 届出印を  
 4枚目にご  
 捺印ください。  
 記号(6桁目がある場合は※欄にご記入ください) 番号(右からつめてご記入ください)  
 ゆうちょ 14050  
 種目コード 166 契約種別コード 34 金融機関コード 9900 申込先口座番号 00140-3-24558 申込先加入者名 株式会社クレディセゾン

私(連帯保証人予定者)は「リース契約」及び「個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)」に関する同意事項の内容に同意のうえ、リース契約  
 第27条に定める債務につき(申込者と連帯して履行の責を負うものとします。

連帯保証人予定者  
 〒 TEL ( ) 性別 生年月日  
 専 昭・平 年 月 日  
 フリガナ 3枚目にご捺印  
 ください  
 〒 TEL ( ) 性別 生年月日  
 専 昭・平 年 月 日  
 フリガナ 3枚目にご捺印  
 ください  
 〒 TEL ( ) 性別 生年月日  
 専 昭・平 年 月 日  
 フリガナ 3枚目にご捺印  
 ください

個人情報の取扱いに関するご注意  
 ①お客様が申し込み、又は契約された事象に関する情報は、与信判断及び与信後の管理のため、当社が加盟する個人信用情報機関へ登録  
 され、当該機関の加盟与信業者及び当該機関と提供する他の個人信用情報機関の加盟与信業者により利用されます。  
 ②詳細内容は別紙の「個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意事項」をご確認ください。また同意事項記載の第2条(1)②  
 および同意事項4条について同意されない場合は、同意事項6条に基づき対応させていただきますので、別途当社までお申し出ください。

お客様が申し込まれる会社名(貸主)  
 株式会社クレディセゾン  
 〒170-5073 東京都豊島区東池袋3-1-1  
 サンシャイン60  
 お問い合わせ窓口: ☎ 0570-666-789

取扱支社  
 〒542-0061 大阪府大阪市中央区南船場1-12-11 阪急エビスタ4F  
 株式会社クレディセゾン  
 リース部 関西ブロック  
 TEL 06-7700-7720 FAX 06-0261-1330

リース物件	メーカー	商品名	型式	台数	指定電子計算機(メーカー・型式)
1	ハードウェア	エプソン	複合機	1	
2	ハードウェア				
3	ハードウェア				
4	ハードウェア				
5	ハードウェア				

月額リース料	12,200円	リース期間	48ヶ月
消費税額	月額リース料に消費税率を乗じた金額(円未満切捨て)を 月額リース料に合算して自動振替させていただきます。	リース料総額	月額リース料 × リース期間
再リース料(年額)	年間リース料 × % (年初1回払)		
前払リース料	最終支払月より		ヵ月分充当
お支払方法	別途作成するご請求書に従って自動振替(毎月4日)の方法によりリース料金をお支払いいただきます。初回引き 落としのみ、2ヵ月分のリース料を自動振替させていただきます。ご請求書は初回請求時に送付いたします。		

待記事項  
 リース物件にフロン機(第一種特定製品)特約  
 1. 借主は、本契約第9条3.の保守契約を別途借主が指定する者とのみ締結し、本契約第18条1.の物件の返還を別途借主が指定する者のみに委託します。  
 2. 借主が物件の返還を受けた後に当該物件の廃棄等を行うときは、借主は、借主の請求によりフロン機の廃棄等に要する費用を負担します。  
 3. 借主は、関連法令に従いフロン機の管理を行う必要があります。

社名 TEL 06-6993-0734  
 住所 〒570-0095 大阪府守口市八島町1-12 守口KSビル  
 株式会社 SOAソリューションズ

社名 TEL 06-6993-0734  
 住所 〒570-0095 大阪府守口市八島町1-12 守口KSビル  
 株式会社 SOAソリューションズ

587-0003

大阪府 堺市美原区

阿弥

110-14

白江米一事務所

〒 米一

様



0005299# 07161 2511 00006222 01/01

## ご請求書兼契約内容のご案内 発行日 2023年 7月16日

毎々格別のご愛顧を賜わり厚く御礼申し上げます。

ご契約いただきましたリースのお支払いは、下記のとおりでございます。

ご指定の口座よりお引き落としさせていただきます。

(初回のお引き落としは、2ヶ月分となります。)

お支払日の前日までに口座へのご準備をお願いいたします。

(金融機関が休業日の場合は、翌営業日となります。)

記号: 4557987194904684

代表物件名

契約番号

コニカミノルタ bizhubC250is 複合機

## ご契約内容

契約額	契約額	585,600円
	消費税額	58,560円
	契約額合計	644,160円
月額リース料	月額リース料	12,200円
	月額消費税	1,220円
	月額リース料合計	13,420円
お支払開始日		2023年 8月 4日
支払明細については、下記案内よりNetアンサー for Bizにご登録のうえご確認ください。		
契約年月日		2023年 6月 20日
リース期間		2023年 6月 20日より (48ヶ月)
		2027年 6月 19日まで

お支払方法	口座振替	お支払日	毎月 4日
金融機関	ゆうちょ銀行		
支店名	大阪貯金事務センター		
預金口座	普通	口座No.	■■■■■■■■■■
口座名義	シラエ ヨネカス		

〒170-6073

東京都豊島区東池袋3-1-1

サンシャイン60

リース部

株式会社 クレディセゾン

0570-666-789



いつでも閲覧可能

## Net アンサー for Biz ご登録のご案内

Netアンサー for Bizとは、「ご請求書兼明細書」をWEBで閲覧できるサービスです。

以下の手順に沿ってご登録のうえ、「ご請求書兼明細書」をご確認ください。



# 保守契約書 (01.web ニューライト)

白江米一以下、「甲」という。)とオノ・プランニング・オフィス株式会社(以下、「乙」という。)は、Web におけるサポートに関する契約(以下、「本契約」という。)を次の通り締結する。

## (目的)

第1条 乙は甲の web サイトに関する維持管理・更新運営・指導助言等のサポート業務を行うものとする。

## (業務内容)

第2条 乙の行う業務内容(以下、「本業務」という。)は、以下のとおりとする。

- ① 最新情報等の更新……素材(原稿、画像等)は甲が用意することを基本条件とする
- ② 画像、動画の差替え……画像のリサイズや簡易な画像処理は含むが、動画の編集は別料金とする
- ③ パナー制作……リンク作業を含む
- ④ アクセス数の報告……毎月のアクセス数を報告書にて提出する
- ⑤ その他……①～④と同等の作業と乙が判断したもの

上記作業の内、合計2点/月までとし、作業は2回/月までとする。

- 2 本業務の詳細については、その都度甲乙間で別途協議のうえ決定するものとする。ただし、乙が前項の業務範囲を超えると判断した場合は、乙より甲に都度見積もりを提示し、甲が承諾し乙に依頼した場合は、次条の対価とは別途料金が発生するものとする。
- 3 本業務のため、乙は甲に往訪するものではなく電話や電子メール、郵送でのアクセス数報告の対応とする。

## (対価)

第3条 甲は乙に対し、本業務の対価として、毎月7,500円(税別)を支払うものとする。

- 2 対価の支払いは、毎月末日で翌月8日(金融機関休業日は翌日)に甲の指定口座より自動振替にて引落するものとする。

## (諸経費)

第4条 甲の web サイトに課されるドメイン維持費(乙の指定業者に限る)、サーバー代(乙指定のサーバーが利用できるサイトに限る)は、本契約期間中は全額乙が負担するものとする。ただし、ブログのカスタマイズ料やその他サービスに関して発生する料金については全て甲負担とする。

- 2 前条の対価には、大阪府内における交通費、国内通信費、レポート作成費等を含むが、その他諸経費(資料代、弁護士・税理士等の専門家費用、大阪府外への交通費・宿泊費、国際通信費等)について乙が支出するにあたっては、事前に甲の承諾を得るものとし、諸経費の支払方法については甲乙別途協議のうえ決定するものとする。

## (施設の使用)

第5条 乙は、本業務遂行のために甲の事務所等の施設を使用する必要がある場合、当該施設を無償で使用することができる。

## (情報・資料等の提供)

第6条 乙は、本業務遂行のために必要な甲が保有する情報・資料等を、甲から無償で貸与又は提供を受けることができる。

- 2 乙は、前項で貸与・提供された情報・資料等(個人情報を含む)を、本業務に必要な範囲内でのみ利用するものとし、善良なる管理者の注意をもってこれらを管理する。

## (秘密保持義務)

第7条 甲及び乙は、本契約期間中及び本契約終了後、相手方より開示又は提供された業務上、営業上及び技術上の情報を、相手方の書面による事前の承諾を得ることなく第三者に開示又は漏洩しないものとする。なお、次の各号に該当する情報は、この限りではない。

- ① 開示時に、既に自ら所有していた事が証明された情報
- ② 開示時に、既に公知であった情報
- ③ 開示後に、自己の責に帰属すべき事由によらないで公知となった情報
- ④ 開示後に、正当な権限を持つ第三者から適法に入手した情報

- 2 甲及び乙は、自己の責任において本業務に関与する自己の役員及び従業員等に本条の秘密保持義務を遵守させるものとする。

## (有効期限)

第8条 本契約の有効期限は、2025年1月1日より満1年間とする。但し、有効期間満了の1ヶ月前までに契約を更新しない旨の書面による意思表示が何れかの当事者から申し出がない場合には、同一条件で更に1年間自動的に延長されるものとし、以後も同様とする。

## (契約の譲渡)

第9条 甲及び乙は、相手方の書面による事前の承諾なくして本契約に基づく権利及び義務の一部又は全部を第三者に譲渡できない。

## (本契約の解約)

第10条 甲又は乙が次の各号のいずれかにでも該当したときは、他方は何らの通知、催告を要せず直ちに本契約の全部または一部を解約できる。

- ① 自らが振り出した手形または小切手が不渡りとなったとき。
- ② 差押え、仮差押えまたは競売の申し立てがあったとき、もしくは租税滞納処分を受けたとき。
- ③ 破産、会社整理開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の申し立てがあったとき、もしくは清算に入ったとき。
- ④ 解散もしくは営業の全部または重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき。
- ⑤ 本契約に基づく債務を履行せず、他方からの相当の期間を定めて催告を受けたにもかかわらず、なおその期間内に履行しないとき。

## (損害賠償)

第11条 甲及び乙は、本契約に違反して他方に損害を与えた場合、本契約の解約の有無にかかわらず当該損害について賠償する責任を負う。但し、当事者の責に帰すことができない事由から生じた損害については、賠償責任を負わない。

## (信義則)

第12条 甲及び乙は、本契約の解釈につき疑義が生じた場合、または本契約に定めのない事項が生じた場合には、お互いに誠実に協議してこれを解決するものとする。

## (管轄裁判所)

第13条 本契約に関する訴訟については、大阪地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各1通を保有する。

令和6年11月28日

甲：〒537-0003 堺市美原区阿弥110-14

白江米一

乙：大阪府高槻市東町6番24号

オノ・プランニング・オフィス株式会社

代表取締役

別紙参照 48